

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年周南市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

第5条の表第35条第1項第1号の項読み替える字句の欄中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

(参 考)

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、番号法別表第2情報照会者の欄に掲げる実施機関が、同表情報提供者の欄に掲げる他の実施機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定個人情報に係る個人情報保護条例の特例)</p> <p>第5条 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、個人情報保護条例第12条第1項第1号から第6号まで及び第41条の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、番号法別表第2情報照会者の欄に掲げる実施機関が、同表情報提供者の欄に掲げる他の実施機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定個人情報に係る個人情報保護条例の特例)</p> <p>第5条 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、個人情報保護条例第12条第1項第1号から第6号まで及び第41条の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

現行

読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第35条第1項第1号	又は第12条第1項の規定に違反して利用されているとき	、周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年周南市条例第42号）第5条の規定により読み替えて適用する第12条第1項の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)		

改正案

読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第35条第1項第1号	又は第12条第1項の規定に違反して利用されているとき	、周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年周南市条例第42号）第5条の規定により読み替えて適用する第12条第1項の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)		